

○福岡県公衆浴場法施行細則

昭和六十三年三月三十一日

福岡県規則第十九号

福岡県公衆浴場法施行細則を制定し、ここに公布する。

福岡県公衆浴場法施行細則

福岡県公衆浴場法施行細則（昭和四十二年福岡県規則第十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（営業許可の申請）

第二条 公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「省令」という。）

第一条に規定する申請書は、様式第一号とする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 営業施設の構造設備を明示した配置図、平面図及び断面図

二 営業施設の主たる家屋の壁面からおおむね半径三百メートル以内にある既に許可を受けた普通公衆浴場の位置、名称及び営業施設から当該普通公衆浴場までの直線距離を明示した見取図

三 福岡県公衆浴場法施行条例（昭和六十三年福岡県条例第三号。以下「条例」という。）

第三条第三項に規定する場合を除き、新たに普通公衆浴場を設置しようとする場合であって、既に許可を受けた普通公衆浴場からの距離が条例第三条第一項に規定する基準距離の一・二倍以下の場合にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第四十八条の規定による測量士若しくは測量士補又は土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第二条の規定による土地家屋調査士が条例第三条第二項の規定により測量した実測図

四 水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査の結果を証する書類の写し

（平一五規則四四・一部改正）

（営業者の地位の承継の届出）

第三条 省令第一条の二、第二条、第三条又は第三条の二に規定する届書は、それぞれ、様式第二号、様式第三号、様式第四号又は様式第五号とする。

2 省令第二条第二項第二号に規定する同意書は、様式第六号とする。

（平一三規則四八・令五規則四五・一部改正）

(患者の入浴の許可)

第四条 法第四条ただし書の規定により患者の入浴の許可を受けようとする者は、患者入浴許可申請書(様式第七号)を保健福祉環境事務所長又は保健福祉事務所長(以下「保健福祉環境事務所長等」という。)に提出しなければならない。この場合において、省令第五条第一号の場合にあつては、その療養効果を証する書類を添付しなければならない。

(平九規則六五・平一三規則四八・平一四規則六〇・平一五規則四四・平二一規則三九・令五規則四五・一部改正)

(許可書の交付等)

第五条 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、法第二条第一項の規定により経営の許可をしたときは公衆浴場営業許可書(様式第八号)を、法第四条ただし書の規定により患者の入浴の許可をしたときは患者入浴許可書(様式第九号)を申請者に交付するものとする。

(平九規則六五・平一三規則四八・平一四規則六〇・平二一規則三九・令五規則四五・一部改正)

(変更、停止及び廃止の届出)

第六条 省令第四条の規定により届出をしようとする者は、変更にあつては公衆浴場営業許可申請書(営業承継届)記載事項変更届(様式第十号)を、停止にあつては公衆浴場営業停止届(様式第十一号)を、廃止にあつては公衆浴場営業廃止届(様式第十二号)を保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。

(平九規則六五・平一三規則四八・平一四規則六〇・平一五規則四四・平二一規則三九・令五規則四五・一部改正)

(営業者の掲示事項)

第七条 条例第四条第二項第六号の規則で定めるものは、次のとおりとする。

一 入浴者が遵守しなければならない事項

イ 浴槽内において、タオル等を使用し、その他著しく不潔な行為をしてはならないこと。

ロ 浴室において、洗たくをしてはならないこと。

ハ 脱衣室及び浴室に使用したかみそりを放置してはならないこと。

ニ その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしてはならないこと。

二 前号に掲げるもの以外の事項

イ 入浴に適さない疾患名及び当該疾患を有している者の入浴は危険であること。

- ロ 省令第一条第三号に規定する温泉の含有物質又は医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の規定により承認を受けたものに限る。）を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、当該物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能
- ハ 法第四条ただし書の規定により患者入浴用として許可を受けた入浴施設にあつては、当該入浴施設であること。

（平一五規則四四・旧第八条繰上・一部改正、令二規則五〇・一部改正）

（水質の基準）

第八条 条例第四条第二項第八号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、知事が、温泉等を使用するものであるためこの基準（大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌に関する基準並びに第三号に規定する基準を除く。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。

一 原水、原湯、上がり用湯及び上がり用水の水質基準

- イ 色度は、五度以下であること。
- ロ 濁度は、二度以下であること。
- ハ 水素イオン濃度指数は、五・八以上八・六以下であること。
- ニ 有機物（全有機炭素(TOC)の量）は、一リットル中三ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中十ミリグラム以下であること。
- ホ 大腸菌は、検出されないこと。
- ヘ レジオネラ属菌は、百ミリリットル中十CFU未満であること。

二 浴槽水の水質基準

- イ 濁度は、五度以下であること。
- ロ 有機物（全有機炭素(TOC)の量）は、一リットル中八ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中二十五ミリグラム以下であること。
- ハ 大腸菌群は、一ミリリットルにつき一個以下であること。
- ニ レジオネラ属菌は、百ミリリットル中十CFU未満であること。

三 水道水以外の水（温泉法（昭和三十二年法律第百二十五号）第十五条第一項に基づき飲用の許可を受けている温泉水を除く。）を飲用として使用する場合は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条に規定する水質基準に適合するものであること。

（平一五規則四四・追加、平一七規則二二・令二規則五〇・令五規則四五・一部改正）

(電磁的記録による保存)

第九条 営業者は、条例第十四条第二項第十一号の規定による成績書の保存を電磁的記録により行う場合は、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 成績書(電磁的記録をもって作成されたものを除く。)に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を当該営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法

2 営業者は、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で当該営業者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(平一八規則三三・追加)

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成六年規則第五五号)

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則(平成九年規則第六五号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成一三年規則第四八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年規則第六〇号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第四四号)

この規則は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第二二号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第三三号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第三九号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第一四号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第五〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和二年規則第六八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和三年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年規則第四五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

様式第1号(第2条第1項関係)

公衆浴場施設の概

(表)

届出届 保健福祉(環境)事務所長宛 公衆浴場営業許可申請書 年 月 日 営業者氏名(個人にあっては名義及び代表者名) 営業者の住所 〒	
営業者の生年月日 年 月 日生	営業者の電話番号
公衆浴場の名称	公衆浴場の所在地 〒
管理者氏名	管理者の住所 〒
営業種別 ・普通 ・その他 (個室・サウナ・兼業・ヘルスセンター・スポーツ施設付帯) ・スーパー銭湯・その他()	
営業開始予定年月日 年 月 日	最も近い普通公衆浴場からの距離 市・町・村の 番から 号
営業の形態 入浴料金(入浴料を含む) 営業時間(定休日) () 新築設備以外の設備 貸り物品 オール・プラスチック・くし・湯上がり着・その他() 男性客に授けらる花巻の提供の有無 有・無 その他	

注・入浴時中の該当するところを記入してください。

保健福祉(環境)事務所収受印	手 数 料	
	納付書番号	納付年月日
	納付額	交付者印

検査 - -	加算 - -	決裁 - -	施行 - -	文書記号 - -	文書番号 - -	文書分類 - -	保存期間 - -
許可してよろしいか。(何い)						照 合	施 行
担当者						決裁者	

営業施設付近の案内図

参考事項

構造設備の概要

1 建物全体構造 [() は屋根部分]		(1) 建築様式 造 階数(階部分)	(2) 建築面積 m ² (m ²)	(3) 床面積 m ² (m ²)	(4) 延面積 m ² (m ²)		
2 内部の構造設備							
概 要 内 部 外	設備名	男	女	設備名	男	女	区分 種別 材料 面積 上縁 足縁の 有無 材料 面積 上縁 足縁の 有無
	男女間の階差の高さ			カウン 道幅			
	扉 種			水栓 水栓			
	天井の高さ			シェロー			
	戸 種			調節部			
	衣 類 等 ロッカー			踏みしるを 調節する部			
	その他 ()			サウナ室の有無			
	換気			気臭発生装置 の有無			
	採光			ジェットバス 設置			
	照 度			打たせ湯設置			
排水 流木式下流式 防臭・防臭装置			浴 槽 水				
男女間の階差の高さ			上水道・井 戸水・備 用・その他 ()				
扉 種			上水道・井 戸水・備 用・その他 ()				
天井の高さ			上水道・井 戸水・備 用・その他 ()				
材 質			浴 槽 水				
耐水性材料 の使用範囲			湯 沸 湯				
床 材			湯 沸 湯				
換 気 装 置			湯 沸 湯				
換 気			湯 沸 湯				
採 光			湯 沸 湯				
照 度			湯 沸 湯				

部材表紙 の確認	□構造設備の概要 □配管図 □平面図 □断面図 □取組図 □実測図に許可を受けた普通公衆浴場との距離が基準距離の1.2倍以下の場合) □水質検査結果書(水道水以外の水を使用する場合) □定款又は章程行為の写し(法人の場合) □浴槽の名称、成分、効能を明示した書面(浴用剤使用の場合) <参考書目> □建築行政機関の発行する検査済証 □消防行政機関の発行する検査確認済証
-------------	--

(註)

ア	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	公衆浴場の名称	公衆浴場の所在地	普通	その他	個室	サウナ	薬浴	ヘルスセンター	スポーツ	スーパー銭湯	その他

浴場部分の平面図 (記載できない場合は別紙貼付)

変更等の処理経過

事実発生年月日	届出年月日	検査年月日	内 容	備 考
・ ・	・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・	・ ・		

指導の経過

指導年月日	内 容	指導年月日	内 容
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	

行政処分・その他の措置

処分等年月日	処分等の内容	根拠法令	違反事実(内容)	処理経過等
・ ・				
・ ・				
・ ・				

様式第2号(第3条第1項関係)

公衆浴場営業承継届(相続の場合)

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者 住 所

氏 名

年 月 日生

被相続人との続柄()

相続により営業者の地位を承継したので、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の2第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届けます。

記

1 被相続人の氏 名

住 所

2 相続開始の年月日

年 月 日

3 公衆浴場の名 称

所在地

添付書類

- 1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が二人以上ある場合は、同意書(様式第5号)

様式第3号(第3条第1項関係)

公衆浴場営業承継届(合併の場合)

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者の名称

事務所所在地

代表者の氏名

合併により営業者の地位を承継したので、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の2第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届けます。

記

1 合併により消滅した法人の名称
事務所所在地
代表者の氏名

2 合併の年月日 年 月 日

3 公衆浴場の名称
所在地

添付書類 合併後、存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し

様式第4号(第3条第1項関係)

公衆浴場営業承継届(分割の場合)

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者の名称

事務所所在地

代表者の氏名

分割により営業者の地位を承継したので、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の2第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届けます。

記

1 分割前の法人の名称

事務所所在地

代表者の氏名

2 分割の年月日 年 月 日

3 公衆浴場の名称

所在地

添付書類 分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

様式第5号(第3条第1項関係)

公衆浴場営業承継届(譲渡の場合)

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者 住所

氏名

生年月日

年 月 日生

電話番号

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

譲渡により営業者の地位を承継したので、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の2第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届けます。

記

- 1 浴場業を譲渡した者(譲渡人)の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

譲渡人の住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

譲渡人の氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- 2 譲渡の年月日 年 月 日

- 3 公衆浴場の名称及び所在地

公衆浴場の名称

公衆浴場の所在地

公衆浴場の許可番号

- 4 添付書類

(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

様式第6号(第3条第2項関係)

公衆浴場営業者相続同意証明書

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

証明者 氏 名

(記名押印又は署名)

下記のとおり公衆浴場の営業者について相続がありましたことを証明します。

記

1 被相続人の氏名及び住所

2 公衆浴場の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名及び住所

(注) 証明者氏名の部分は、公衆浴場の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が記名押印又は署名すること。

様式第7号(第4条関係)

患者入浴許可申請書

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

申請者 住 所

氏 名

(記名押印又は署名)

年 月 日生

公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第4条ただし書の規定により下記のとおり患者の入浴の許可を受けたいので、申請します。

記

1 公衆浴場の名称及び所在地

2 公衆浴場の種類

(注) 「申請者」の箇所には、法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名を記載すること。

様式第8号(第5条関係)

第 号

公衆浴場営業許可書

申請者 住 所

氏 名

年 月 日生

年 月 日付けで申請のあった公衆浴場営業については、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定に基づき下記のとおり許可します。

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 印

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 公衆浴場の種類 普通公衆浴場 その他の公衆浴場
- 4 許可の条件

(注意) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対して審査請求することができます(この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。)。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます(この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第 号

患 者 入 浴 許 可 書

申請者 住 所

氏 名

年 月 日生

年 月 日付けで申請のあった患者の入浴については、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第4条ただし書の規定に基づき下記のとおり許可します。

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 印

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 許可の条件

(注意) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対して審査請求することができます(この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。)。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます(この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(その審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第10号(第6条関係)

公衆浴場営業許可申請書(営業承継届)記載事項変更届

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

営業者 住 所

氏 名

(記名押印又は署名)

下記のとおり申請書(承継届)の記載事項を変更したので、届けます。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 公衆浴場の種類
- 3 変更年月日
- 4 変更事項
 - (1) 変更後
 - (2) 変更前

(注) 「営業者」の箇所には、法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名を記載すること。

様式第11号(第6条関係)

公衆浴場営業停止届

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

営業者 住 所

氏 名

(記名押印又は署名)

下記のとおり公衆浴場営業の^{全部}_{一部}を停止したので、届けます。

記

1 公衆浴場の名称及び所在地

2 公衆浴場の種類

3 停止期間

年 月 日から

年 月 日まで

4 停止の理由(一部停止の場合はその概況を含む。)

(注) 「営業者」の箇所には、法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名を記載すること。

様式第12号(第6条関係)

公衆浴場営業廃止届

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

営業者 住 所

氏 名

(記名押印又は署名)

下記のとおり公衆浴場営業の^{全部}_{一部}を廃止したので、届けます。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 公衆浴場の種類
- 3 廃止の年月日
- 4 廃止の理由

(注) 「営業者」の箇所には、法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名を記載すること。